



平成 21 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 富 士 変 速 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 島 寿 和  
(コード番号 6295 名証第 2 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 島 田 寿 男  
(TEL. 058-271-6521)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 24 日開催予定の第 45 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を次のとおり行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として、株券を発行する旨の定款の定めは廃止されたものとみなされていることから、現行定款第 7 条(株券の発行)および第 9 条(単元株式数および単元未満株券の不発行)第 2 項を削除するものであります。
- ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことから、これに伴い無効となる、現行定款第 10 条(単元未満株式についての権利)中の「(実質株主を含む。以下同じ。）」、および第 12 条(株主名簿管理人)第 3 項中の「(実質株主名簿を含む。以下同じ。）」を削除するものであります。

(2) 会社法第 221 条により、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成して備え置く必要があるため、現行定款第 12 条(株主名簿管理人)第 3 項中の株券喪失登録簿に関する定めを変更案附則第 1 条に移すとともに、その有効期間ならびに期限経過後の削除の定めを変更案附則第 2 条に設けるものであります。

(3) 株券の発行に関する規定を削除したことに伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

現行定款の一部と変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 24 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 24 日 (火)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第13条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第12条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>